

# 金利上乘せ定期貯金

組合員専用(新たに組合員にご加入される方も対象となります)

JA広島市の管内にお住まいの方なら1,000円からのご出資でJA広島市の組合員にご加入いただけます。

定期貯金2(組合員専用)  
新規資金限定金利上乘せ

店頭表示金利 + 上乘せ金利 年 **0.15%**

預入期間  
1年

適用金利

年 **0.275%**

**0.275%**

※ (税引後年0.219%)

お預入時の店頭表示金利に年0.15%上乘せでお預かりいたします。

定期貯金(満期専用)  
組合員限定金利上乘せ

店頭表示金利 + 上乘せ金利 年 **0.05%**

預入期間  
1年

適用金利

年 **0.175%**

**0.175%**

※ (税引後年0.139%)

募集総額  
600億円

お預入時の店頭表示金利に年0.05%上乘せでお預かりいたします。  
取扱期間中であっても募集総額に達した場合はお取扱いを終了させていただきます。

※上記の金利は令和6年9月18日現在のものです。

※店頭表示金利については、支店窓口およびJA広島市のホームページでご確認ください。

〈取扱期間〉 令和6年 **10月1日** (火) ▶ 令和6年 **12月30日** (月)

	新規資金限定金利上乘せ定期貯金2(組合員専用)	組合員限定金利上乘せ定期貯金(満期専用)
ご利用いただける方	個人(組合員または新たに組合員加入いただける方)	
対象商品	自動継続スーパー定期(単利型)	
お預入期間	1年(自動継続:元金継続または元利金継続)	
お預入金額	10万円以上1,000万円未満(1契約あたり)	
中途解約	やむを得ず中途解約する場合は、当JA所定の中途解約利率を適用します。	
お預入条件	新規資金のみ10万円以上のお取り扱いとなります。	取扱期間中に満期となる定期貯金・定期積金に新規資金10万円以上を増額いただく事が必要です。

詳しくは窓口まで  
お問い合わせ  
ください。



## 商品概要説明

## 「JA広島市 新規資金限定金利上乗せ定期貯金2(組合員専用)」

## 「JA広島市 組合員限定金利上乗せ定期貯金(満期専用)」

自動継続スーパー定期  
<単利型>1年定期

	JA広島市 新規資金限定金利上乗せ定期貯金2(組合員専用)	JA広島市 組合員限定金利上乗せ定期貯金(満期専用)
商品名	◇自動継続スーパー定期<単利型> 愛称:「JA広島市 新規資金限定金利上乗せ定期貯金2(組合員専用)」 ・預入期間1年…自動継続スーパー定期(単利型)	◇自動継続スーパー定期<単利型> 愛称:「JA広島市 組合員限定金利上乗せ定期貯金(満期専用)」 ・預入期間1年…自動継続スーパー定期(単利型)
ご利用いただける方	◇個人(組合員または新たに組合員加入いただける方)	
取扱期間	◇令和6年10月1日(火)～令和6年12月30日(月)	◇令和6年10月1日(火)～令和6年12月30日(月) なお、令和7年1月4日(土)に満期到来となる「JA広島市30周年企画 組合員限定金利上乗せ定期貯金」については、満期金額に10万円以上の増額により令和7年1月6日(月)の取扱いが可能です。
募集総額	—	◇600億円 ※上記の取扱期間であっても、募集総額に達した場合には、お取り扱いを終了させていただきます。なお、お取り扱い終了のご案内はJA広島市ホームページに掲載いたします。
預入方法 (1) 預入期間 (2) 預入方法 (3) 預入金額  (4) 預入単位	◇定型方式 1年(自動継続:元金継続または元利金継続) ◇一括預入 ◇10万円以上1,000万円未満(1契約あたり) ※新規資金10万円以上のお取り扱いとなります。  ◇1円単位	◇定型方式 1年(自動継続:元金継続または元利金継続) ◇一括預入 ◇10万円以上1,000万円未満(1契約あたり) ※新規資金10万円以上のお取り扱いとなります。JA広島市の当座性貯金からの振替については、期間中に振込まれたもののみ対象となります。また、定期貯金・定期積金の満期金にてご契約いただく場合は、満期金額に10万円以上を増額いただくことが必要です。 ◇1円単位
払戻方法	◇満期日以後に一括して払い戻します。	
利息 (1) 適用金利 ならびに 金利情報の 入手方法 (2) 利払時期 (3) 計算方法 (4) 税金	◇店頭表示金利+年0.15% ◇預入時の約定利率を満期日まで適用します。満期日以後、自動継続時の金利は、その時点での店頭表示金利となります。 ※店頭表示金利については、支店窓口およびJA広島市のホームページにてご確認ください。 ◇満期日以後一括してお支払いいたします。 ◇付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算をします。 ◇20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。	◇店頭表示金利+年0.05% ◇預入時の約定利率を満期日まで適用します。満期日以後、自動継続時の金利は、その時点での店頭表示金利となります。 ※店頭表示金利については、支店窓口およびJA広島市のホームページにてご確認ください。 ◇満期日以後一括してお支払いいたします。 ◇付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算をします。 ◇20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。
手数料	—	
付加できる 特約事項	◇総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率となります。) ◇マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)のご利用ができます。 ◇通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になります。	
中途解約時の 取扱い	◇満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①預入期間が6か月未満…解約日における普通貯金の利率 ②預入期間が6か月以上1年未満…約定利率×20% ※ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。	
貯金保険制度 (公的制度)	◇保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。	
苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容	◇苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては当JA各支店または金融管理部 事務集中課(電話:082-831-5920)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ◇紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会(電話:082-225-1600)を利用できます。ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申し出いただくか、上記当JA金融管理部 事務集中課またはJAバンク相談所にお申し出ください。	
その他参考となる事項	◇満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。	

●商品概要説明書をご用意しております。

詳しくは、お近くのJA広島市の窓口までお気軽にお問い合わせください。